

令和 8 年度 健康・福祉フェスティバル

キッチンカー出店者募集要項

1 開催日時

令和 8 年 1 1 月 2 2 日（日）午前 9 時～午後 3 時

2 開催場所

日進市スポーツセンター屋外

3 目的

健康・福祉フェスティバル来場者が楽しく過ごせるよう、魅力的な飲食物等を販売するキッチンカーの出店者を募集します。

4 出店条件

以下のすべてを満たす者を募集します。

- ・午前 9 時までに所定の位置へ車を設置し、午後 3 時以降に片付けを開始、午後 4 時までに敷地から退出できる者
- ・販売品は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物であること
- ・調理、包装済みの飲食物を販売する場合は、名称・期限・製造者・販売者等の表示をすること
- ・酒類の販売をしないこと
- ・キッチンカーを保有又はリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者
- ・公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ・食品（生産物）賠償責任保険（PL 保険）等に参加している者
- ・営業許可の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること
- ・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者が当日参加すること
- ・保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱え、必要な許可、届出等を期日までに行える者
- ・別添誓約書に同意した者
- ・福祉に関心があり、地域たすけあい活動協力金や赤い羽根共同募金にご協力いただける者

5 禁止事項

出店される方（従業員含む）は、次に掲げる行為を禁止します。

- （1）出店の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- （2）指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。
- （3）拡声器及び音響器具類の使用、大きな音や B G M を使用すること。
- （4）その他フェスティバル運営に支障があるような行為をすること。

6 募集ブース

3 区画

7 出店料

無料

※やむを得ず出店を中止する場合は、分かった時点で必ずご連絡ください。

8 申込みについて

(1) 受付期間

令和8年8月17日(月)～令和8年8月31日(月)まで【土日祝日除く】

(2) 応募方法

所定の用紙(①出店申込書 ②誓約書)に必要事項を記入し、下記の応募窓口まで FAX 又は E メールに必要書類を添付の上お申込みください。なお、申込みいただいた個人情報は、「健康・福祉フェスティバル」の運営のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

応募窓口：社会福祉法人日進市社会福祉協議会

〒470-0122

日進市蟹甲町中島22 中央福祉センター内

FAX：(0561) 73-4954

Eメール：info@nisshin-shakyo.or.jp

9 出店者の決定について

出店の適否については、社会福祉協議会事務局で選考の上、決定します。

日進市社会福祉協議会の会員、個人事業主の場合は、住所または店舗を日進市近郊に構えているもの、法人の場合は、所在地が日進市近隣に構えているものを優先する場合があります。参加の可否は9月上旬頃までに通知します。選考の内容・結果についての異議申し立てや、選考結果確認のお問合せには回答いたしかねますので、予めご了承ください。

10 出店についての注意事項

- (1) 出店者が出店のために会場に持ち込んだ物品・売上金等は、各自の管理責任とし、主催者及び会場関係者は一切関与いたしませんので、十分にご注意ください。
- (2) 出店者は必ずゴミ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置すること。SDGs 12 番への取り組みとして、出店に伴うゴミは全て出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (3) 届出品目以外の販売はできません。
- (4) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。
- (5) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意してください。
- (6) 飲食用の机・椅子は必要に応じて持込み可とします。ただし、風で飛ばされる危険がある場合は片づけてください。またテントの設置は不可とします。
- (7) キッチンカーや備品の破損、紛失等について、主催者及び会場関係者は一切責任を負いません。
- (8) 販売品についてのお客様対応は出店者でお願いします。
- (9) 会場での両替はできません。各出店者でご用意ください。
- (10) キッチンカー関係者(一般車両)の駐車場の用意はありません。キッチンカーに同乗の上、ご来場ください。

11 その他

(1) ニーズ調査について

来場者のニーズを調査するため、販売終了時に売り上げと来客人数を報告すること。当日の提出が困難な場合は、11月25日（水）17時までにメールで提出すること。提出いただけない場合は、次回以降の出店をご遠慮いただくことがありますので、予めご了承ください。

(2) 中止について

不測の事態が生じた場合は、事務局、各関係者の協議により、キッチンカーの運営を中止させていただきます。

※運営中止となる事例

- ・悪天候でフェスティバルを中止する場合。
- ・フェスティバル実施において、事務局、各関係者が危険又は実施不可能と判断する事象が発生した場合。

(3) その他

- ・フェスティバル会場敷地内は禁煙です。（電子たばこを含む）
- ・出店ブースの配置については、商品内容などから事務局で決めさせていただきます。
- ・万一のトラブルに対して事務局はその一切の責任を負いません。
- ・ルールを逸脱した行為や衛生上の問題が発生するなど、事務局が出店継続不可能と判断した場合は出店を中止していただく場合があります。

※期日を過ぎてのお申し込みは原則として受付できませんのでご注意ください。

- ・当日、本委員会またはその受託者が撮影した写真及び動画等について、肖像権、著作権の主張をしないこと。また、写真及び動画の2次使用权も日進市社会福祉協議会に帰属することとする。